

令和5年5月8日以降の 市公共施設等におけるマスク着用の考え方について

令和5年4月26日 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付で感染症法上の5類に移行することから、同日以降の市の公共施設や各種業務におけるマスク着用の考え方に関して、国・東京都の考え方を基本として、以下のとおり整理する。

令和5年5月8日以降の市公共施設(市庁舎含む)内や各種業務に対するマスク着用の基本的な考え方

個人の判断に委ねることを基本とし、以下のとおり対応する

業務従事者(市職員)

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

ただし、重症化リスクが高い方などへの感染リスクを避けるため、窓口・訪問等で対面により市民対応等を行う場合は、マスク着用を基本とする。なお、文部科学省が示した学校におけるマスク着用の考え方等、別途対応が定められているものは、それに従うものとする。

市民等

マスク着用は個人の判断に委ねる。

ただし、各種健診関連業務、集団予防接種関連業務等の保健事業に関しては、重症化リスクが高い方への感染リスクを避ける必要があるため、マスク着用を推奨する。

※重症化リスクが高い方(高齢者、基礎疾患のある方、妊婦等)が多く集まる事業等について、その実施により感染リスクが懸念されると所属長が判断した場合、市民等にマスク着用を推奨する。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求める。

※新型コロナウイルス感染症アドバイザリーボード(注)が示した「感染防止の5つの基本」を参考(下段参照)に、基本的な感染対策は引き続き励行する。

(注)新型コロナウイルス感染症に関して、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な助言等を厚生労働省に行う機関

【参考】「感染防止の5つの基本」

1. 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする
2. その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
3. 換気、3密の回避は引き続き有効
4. 手洗いは日常の生活習慣に
5. 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

市公共施設等におけるマスク着用の考え方の対応期間について

市公共施設等におけるマスク着用に関しては、当面の間、この考え方を基に対応することとし、その後の対応については、今後の感染状況等を踏まえ、改めて市で協議する。